

練馬区内の 病児・病後児保育



お子さんが風邪をひいたり、ケガをしてしまった…
それなのに、明日は大事な打ち合わせ。仕事を休めない！

いざという時のために、事前に利用登録しませんか？

病児・病後児保育施設とは？

- 保育園などに通っているお子さんが病気やケガで登園できない場合に、一時的にお預かりする施設です。
- 病気の回復期で集団保育の難しい時期や、当面急変のおそれのない期間に利用できます。
- 生後6か月～10歳未満のお子さんが対象です。



練馬区内には8施設あります！

①事前登録

事前に各施設で登録が必要です。詳細は各施設にお問い合わせを。



②受診

医療機関を受診し、診療情報提供書を取得します。



③予約

登録時に指定された方法で、施設の予約を取ります。



④利用開始

診療情報提供書を施設に提出し、利用開始です。



【お問合せ】
練馬区 保育課 保育サービス推進係 〔電話〕 03-5984-1622

利用登録書の
ダウンロードや
制度概要はこちら ▶

